

「宮崎県屋外型トレーニングセンター」常設広告物募集要項

1 趣 旨

この要項は、公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき、「宮崎県屋外型トレーニングセンター」（以下「屋外型トレーニングセンター」という。）に掲出する広告物の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

名 称 宮崎県屋外型トレーニングセンター
所 在 宮崎市山崎町浜山 415 番 87

3 広告物の掲出を募集する区画

次の広告物掲出区画のうち、別に示す空き区画に掲出する広告物を募集する。

①保安林側フェンス	20 区画	
②木 柵 部 分	20 区画	
③サッカーラグビー場南側防球ネット	10 区画	合計 50 区画

4 使用料

表示面積 0.1 m² 1年につき 10,000 円

①保安林側フェンス（縦 60cm 横 150cm）1 区画につき年額 90,000 円
②木 柵 部 分（縦 50cm 横 200cm）1 区画につき年額 100,000 円
③サッカーラグビー場南側防球ネット（縦 240cm 横 360cm）
1 区画につき年額 864,000 円

5 募集資格

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲出しない。広告の掲出中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときもまた、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）の規定に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種又は事業者
- (2) 消費者金融に関する業種又は事業者
- (3) たばこに関する業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者
- (5) 法令に定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
- (6) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けている事業者に関する業種又は事業者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっている業種又は事業者

- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する業種又は事業者
- (9) 各種法令に違反している業種又は事業者
- (10) その他広告を掲出することが適当でない認められる業種又は事業者

6 掲出基準

広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲出することができない。広告の掲出中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときもまた、同様とする。

- (1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 社会的な主義主張や個人の氏名を掲載するもの
- (6) 第三者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 消費者の利益の確保及び公正な競争を妨げるおそれのある次のいずれかの表現を含むもの

ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる不当表示（合理的な根拠を示すことができない場合は、不当表示とみなす。）

イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示

ウ 著しく射幸心をあおる表現

- (9) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) その他広告として掲出することが適当でない認められるもの

2 前項各号に掲げる事項を調査するため、県は必要に応じて掲出者に資料の提供を求めることができる。

7 留意事項

- (1) 新たに広告物を掲出できる区画は、掲出開始日において広告物の掲出の無い区画又は撤去が見込まれる区画とする。
- (2) 広告物の掲出期間は年度単位(※)とする。ただし、希望する者は、引き続き掲出することができる。
- (3) 広告物の掲出、補修、原状回復にかかる一切の費用は、広告主の負担とする。
- (4) 広告物の掲出、補修、原状回復等は、宮崎県観光経済交流局観光推進課スポーツランド推進室（以下「スポーツランド推進室」という。）長の指示する方法により、広告主が責任をもって行うこと。
- (5) 広告物の材質、形状および寸法等は、スポーツランド推進室長が指定するものとする。
- (6) スポーツランド推進室長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復等を命ずることができる。

- ① 条例の規定に基づく処分に違反している者
 - ② 条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - ③ 偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- (7) スポーツランド推進室長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例の規定による許可を受けた者に対して(6)に規定する処分又は必要な措置を命ずることができる。
- ① 工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - ② 屋外型トレーニングセンターの保全又は利用に著しい支障が生じた場合
 - ③ 屋外型トレーニングセンターの管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

※ 年度単位とは、4月1日から翌年3月31日までのことをいう。

年度途中より広告物を掲出した場合は、許可した日から年度末（3月31日）までを広告物掲出期間とする。

8 広告物掲出の許可申請手続き等

- (1) 広告物の掲出を希望する者は、宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則に従い、広告フェンス利用許可申込書（別記様式第2号）に、表示する広告物の内容等の概要書を添付の上、別紙とともにスポーツランド推進室へ郵送又は持参により提出する。
- (2) スポーツランド推進室に同時に到達した申請書の希望区画が重複した場合には、スポーツランド推進室長は、その区画に掲出する広告物を抽選により決定する。
- (3) スポーツランド推進室長は、審査の後、結果について申請者へ通知する。
- (4) 広告物を撤去する場合は、撤去しようとする日の30日前までに、スポーツランド推進室へ届け出なければならない。

9 申請書の提出について

- (1) 提出先
宮崎県観光推進課スポーツスポーツランド推進室
〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館2階）
TEL 0985-26-7108 FAX 0985-26-7327
- (2) 受付期間
随時受付（土曜日、日曜日、祝日を除く）